

ソーシャル・ネットワーキング・サービス における名誉毀損

標 博 行

はじめに

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSとする）などインターネットを用いて人々は、手軽に不特定多数に対して自らの考えを、時には匿名で表明することを可能にした。しかし、問題も多い。インターネット上ではSNSのみならず、ブログや電子掲示板、E-mailなどを媒介とした名誉毀損が見られるが⁽¹⁾、とりわけSNSにおける名誉毀損に注目が集まった。2021年7月に開催された東京オリンピックでは、主にSNSを通じて一部のアスリートへの誹謗中傷が話題となったのである。

SNS上などでの発言にはインターネットを通じて不特定多数の者が自由にアクセスできる。ここで自らの見解を発信することは、口頭または紙媒体によるものよりも効果が大きくなる。翻訳機能を使えば世界中の無数の人々が認識できるため、その発言は全世界に拡散し影響も無尽となるのである。

従前よりコモン・ロー上の名誉毀損(defamation)は、社会における他者の評価を低下させる不法行為とされてきた⁽²⁾。とりわけ文書による名誉毀損(libel)の成立には、①被害者である原告以外の第三者に情報を伝達し、②その情報が虚偽であるとともに、③原告の社会的評価に損害を与えるも

(1) See, e.g., W.J.A. v. D.A., 4 A.3d 601 (N.J. 2010).

(2) See, e.g., Szekeres v. Szekeres, 16 A.3d 713, 724-25 (Conn. 2011).

のであること、これら3つが必要とされてきた⁽³⁾。

SNSが発展したアメリカでは、裁判所はインターネット上での名誉毀損案件の増加に直面している⁽⁴⁾。個人の原告は名誉毀損の言質により精神的損害または社会的評価への損害を⁽⁵⁾、そして法人の原告は商取引上の損害を各々主張し賠償を請求する⁽⁶⁾。本稿では、インターネット上での名誉毀損案件を通して、SNS上のいかなる言質が名誉毀損に該当するのかをとりあげ、名誉毀損を構成する要件を分析する。また名誉毀損に該当しないが、正確な事実や情報ではない噂によって金銭的または経済的損失である風評被害(reputational damage)への法的対応についても検討する。

一 インターネット上の名誉毀損の要件

1. 電子媒体での言質の公開

コモン・ロー上で名誉毀損が成立するためには、第1に、虚偽事実の情報を故意または過失により第三者へ公開(publication)することが必要である。被害者である原告は、公開された虚偽事実の情報が第三者に伝達され、それにより自らの社会的評価が害されたことを証明しなければならない⁽⁷⁾。情報の第三者への公開は、第三者が口頭または文書により虚偽事実

-
- (3) See, e.g., *Nexus v. Swift*, 785 N.W.2d 771, 783 (Minn. 2010). また別の管轄地域では、①被告による名誉毀損の言質が公開され、②公開が第三者に向けられており、③その言質が原告に向けられていることを第三者が認識し、④公開された被告の言質により原告の評価が下げられた、以上を名誉毀損の成立要件としている。See, e.g., *Gambardella v. Apple Health Care, Inc.*, 969 A.2d 736, 742 (Conn. 2009).
- (4) See, e.g., *Gottwald v. Bellamy*, 2011 WL 2446856 (M.D. Fla. 2011); *Sandals Resorts Intern. Ltd. v. Google, Inc.*, 86 A.D.3d 32 (N.Y. 2011); *Lewis v. Kei*, 708 S.E.2d 884 (Va. 2011).
- (5) See, e.g., *Parisi v. Sinclair*, 774 F. Supp. 2d 310 (D.D.C. 2011); *Taylor v. Franko*, 2011 WL 2118270 (D. Haw. 2011); *Lewis v. Kei*, 708 S.E.2d 884 (Va. 2011).
- (6) See, e.g., *Nemet Chevrolet, Ltd. v. Consumeraffairs.com, Inc.*, 591 F.3d 250 (4th Cir. 2009); *USA Technologies, Inc. v. Doe*, 713 F. Supp. 2d 901 (N.D. Cal. 2010).
- (7) *Monique C.M. Leahy, Cause of Action for Defamation on Public Internet Video Websites Including Skype and YouTube, or Other Public Digital Video Communications Websites*, 53 CAUSES OF ACTION 2d 755, § 9 (2011).

を認識できる状態であれば該当する⁽⁸⁾。たとえ虚偽の事実についての言質を第三者が偶然に聞いた(overhear)場合も同様である⁽⁹⁾。

そのためインターネット上では、誹謗中傷をウェブサイトに掲載するだけで、文書による名誉毀損における公開がなされたことになる⁽¹⁰⁾。E-mailやSNSなどインターネットを媒介としたものでは、ウェブサイトへの掲載と同時に第三者は当該発言の誹謗中傷内容を理解できるからである。受信者により内容が確認されたか否かを問わず、公開は送信または掲示板に貼りつけた時点、つまりE-mailの送信時やSNSへの掲載時と認識されている⁽¹¹⁾。ウェブサイト上での誹謗中傷が公開されると、それは州不法行為制定法⁽¹²⁾が定める名誉毀損を示す証拠に含まれることになる⁽¹³⁾。また、特定個人のブログへ直接リンクされておらず直ちに内容が確認できない場合であっても、ブログに誹謗中傷を書き込めば公開に該当する⁽¹⁴⁾。

2. 虚偽事実の公開

第2の要件は、公開された事実(fact)が虚偽(false)ということである⁽¹⁵⁾。事実とは、自然または人工に関わらず、現に存在する(really exist)すべての事柄や関係である⁽¹⁶⁾。発生または存在が推定される何らかの行為や状況とも換言できる⁽¹⁷⁾。また虚偽とは、真実ではないまたは偽物であるこ

(8) 第三者が誹謗中傷を認識できるとは、一般通常人(reasonable person)が状況から理解できる場合と位置づけられている。See, e.g., *Marshall Field Stores, Inc. v. Gardiner*, 859 S.W.2d 391, 396 (Tex. 1993).

(9) AM. JUR. 2d, *Libel and Slander* §§ 28 to 29.

(10) *Milum v. Banks*, 642 S.E.2d 892, 898 (Ga. 2007).

(11) *In re Perry*, 423 B.R. 215, 267 (S.D. Tex. 2010).

(12) See, e.g., Ga. Code Ann., § 51-5-11.

(13) *Milum v. Banks*, 642 S.E.2d 892, 898 (2007).

(14) *In re Perry*, 423 B.R. 215, 269-70 (Bankr. S.D. Tex. 2010).

(15) See, e.g., *Bahr v. Boise Cascade Corp.*, 766 N.W.2d 910, 919 (Minn.2009).

(16) 1 Thomas Starkie, *A PRACTICAL TREATISE ON THE LAW OF EVIDENCE* 2d Am. ed. 15 (1828).

(17) John H. Wigmore, *A STUDENT'S TEXTBOOK OF THE LAW OF EVIDENCE* 7 (1935).

とを意味している⁽¹⁸⁾。そこで虚偽事実とは、言質について高度な専門性(hyper technical)を考慮をすることなく⁽¹⁹⁾、客観的に虚偽であることが証明できるものと解されている⁽²⁰⁾。

それでは、虚偽は違法な意図(intent)または違法な動機(wrongful motive)である害意(malice)を含むのか。一般的に害意は法的責任の根拠になる⁽²¹⁾。しかし、私人(private figure)への名誉毀損の成立要件には、加害者の意思は求められておらず⁽²²⁾、加害者の意思とは無関係に法的責任が問われることになる。一方で公人(public figure)については、報道の自由を守る必要があるため名誉毀損の成立が制限される。言質の虚偽または真実について無思慮(reckless)であることを加害者が認識している場合に限り、現実の害意(actual malice)があるとして名誉毀損の成立が認められるのである⁽²³⁾。

3. 原告に向けられた言質

第3の要件は、言質が原告に向けられていることである。つまり、特定されていない者を対象とする言質であれば、名誉毀損は成立しないことになる。この点に関する裁判例として、2010年のワシントン州西部地区連邦地方裁判所判決のPoint Ruston, LLC v. Pacific Northwest Regional

(18) BLACK'S LAW DICTIONARY 11th ed. (2019), false.

(19) Nexus v. Swift, 785 N.W.2d 771, 784 (Minn. 2010).

(20) *Id.* at 785.

(21) John Salmond, JURISPRUDENCE 10th ed. 384 (1947).

(22) *See, e.g.*, Sletten & Brettin Orthodontics, LLC v. Continental Cas. Co., 782 F.3d 931, 937 (8th Cir. 2015); Cincinnati Ins. Co. v. American Hardware Mfrs. Ass'n, 898 N.E.2d 216, 240 (Ill. 2008).

(23) Carafano v. Metrosplash.com Inc., 207 F. Supp. 2d 1055, 1070 (C.D. Cal. 2002). 公人は私人と比べて名誉毀損に対しての保護が弱い。私人は虚偽情報を公開されたことを立証すれば足りるが、公人は現実の害意をもってそれが行われたことを立証しなければならないからである。Gertz v. Robert Welch, Inc., 418 U.S. 323, 342, 345-46 (1974). なお、公人とは原則として特定の政治部局を統括する、または社会的な出来事での卓越した役割を担う者を指す。*Id.* at 325.

Council of the United Broth. of Carpenters and Joiners of America⁽²⁴⁾がある。本件は、ゼネコン(総合建設請負業者；general contractor)が、労働組合により労働争議への対応を誹謗する動画をYouTubeに投稿されたため、当該労働組合に対して名誉毀損の訴えを提起した案件である。動画では、ゼネコンの工場から排出される何万トンもの鉱滓(スラグ；slag)や煤煙が半径5マイル内の土壌を汚染し、多くの家族が犠牲になっていることが映されていた。また、他の動画でも当該ゼネコンが環境を汚染していることを伝えていた。以上の事実関係に基づいて裁判所は、労働組合が行ったその他の言質も考慮に入れて、本件ゼネコンを対象とした名誉毀損がなされていると判断したのであった⁽²⁵⁾。

二 虚偽事実から除外および該当する言質

以下の3つの言質は成立要件の虚偽事実が不在であるという理由から、名誉毀損に該当しないと判断されてきた。①パロディ(parody)、②意見(opinion)、そして③誇張(hyperbole)である⁽²⁶⁾。第1のパロディは、他者によって大げさなユーモアや皮肉を含んで模倣され創作された作品である⁽²⁷⁾。公開されるものが事実とは異なるユーモアが対象となるため名誉毀損に該当しない⁽²⁸⁾。したがってYouTube上でパロディを行ったことにつき、視聴者(reasonable viewer)がこれを名誉毀損的な言質とは理解しておらず⁽²⁹⁾、虚偽の事実を述べているものではないと判断されている⁽³⁰⁾。

第2の意見は、人の思想信念または推論に該当し、事実それ自体を意

(24) 2010 WL 3732984 (W.D. Wash. 2010).

(25) *Id.* at 10*.

(26) これら3つの分野以外にも単なる冷やかし(ridicule)や毒舌(vituperation)も、名誉毀損に該当しないととらえられている。See, e.g., Am. Jur. 2d, Libel and Slander §§ 12, 13.

(27) See, e.g., Collins Cobuild Advanced Learner's Dictionary 9th ed. (2018), parody.

(28) See, e.g., Victoria Square, LLC v. Glastonbury Citizen, 891 A.2d 142, 145 (Conn. 2006).

(29) Doe v. Channel Four Television Corp., 2010 WL 1303493 at *5 (Cal. 2010).

(30) *Id.* at *6.

味しない⁽³¹⁾。2009年のヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所がKey v. Robertson⁽³²⁾で、意見の判断基準を示している。本件は、ロー・スクールの学生が関与した事件であった。ロー・スクールの学生が、所属する大学長の画像をYouTubeから抜き出し、中指を立てて怒りを表すポーズに加工して、自らのFacebook上にその画像を張り付けた。これを知ったロー・スクール当局は、当該行為がロー・スクール学則で禁止されている節度を欠いた行為であるとして、当該学生にその削除を求めた。当該学生は、画像変更と貼り付け行為が当該学則で認められる適切な学問的事情(proper academic context)の下でなされたと主張する報道発表を行った⁽³³⁾。これに対して学長は、表現の自由は守られるべきであるが、何げない身ぶりの画像を意図的に節度を欠いた画像に変更することは許されないと主張したのである⁽³⁴⁾。すると当該学生は、自分に対する名誉毀損であるとして損害賠償を求めて訴えを提起した。ヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所は、学長による発表内容は事実に関するものではなく、単なる意見の表明であると判断した⁽³⁵⁾。本判決は、画像変更が不法行為上の名誉毀損に該当するかについては判断していない。ただし、何げない身ぶりの画像に節度を欠いた修正を加えることは、アメリカ合衆国憲法に定める表現の自由の保護範囲にはないと述べたのである⁽³⁶⁾。

インターネット上の虚偽記載を意見ととらえた例には、2003年のオハイオ州北部地区連邦地方裁判所判決のSPX Corp. v. Doe⁽³⁷⁾がある。本判決はYahoo!の掲示板で書き込まれた虚偽情報を意見と判断した。ここで争われた虚偽情報は、原告企業が粉飾決算を行ったことにより、連邦捜査局

(31) BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 18, opinion.

(32) 626 F. Supp. 2d 566 (E.D. Va. 2009).

(33) *Id.* at 571.

(34) *Id.* at 572.

(35) *Id.* at 582.

(36) *Id.* at 584.

(37) 253 F. Supp. 2d 974 (N.D. Ohio 2003).

(FBI)と連邦証券取引委員会(SEC)の捜査が間もなく開始されるため、掲示板を見た者に当該企業の株式売却を促す内容であった⁽³⁸⁾。その情報は文章化されておらず、粉飾決算、連邦捜査局と連邦証券取引委員会の捜査準備、そして強く売りを勧める(**strong sell**)という、暗に緊急性を誇張した単語を羅列したものであった⁽³⁹⁾。本判決は、事実と意見を区別するためには、①特定の文言、②表現の検証可能性、③表現の文脈、そして④表現がなされた際の社会的背景、以上の要素を検討すべきであると述べた⁽⁴⁰⁾。その上で、本件で争われた文言が、甘言(**cajoling**)、毒舌(**invective**)、または誇張(**hyperbole**)であるため意見となり、名誉毀損の要件である虚偽事実には該当しないと判断した⁽⁴¹⁾。本判決は、名誉毀損における虚偽事実とは、実際に発生した事実に対して虚偽の加工を施したものであるととらえ、これに該当しなければ意見になる旨を示したものであった。

第3の誇張は、過度を意味し現実よりも誇大または悪い状態を表現する概念である⁽⁴²⁾。これについて判断した例に、2002年の第11巡回区連邦控訴裁判所によるHorsley v. Rivera⁽⁴³⁾がある。テレビのトークショーで、出演者がインターネット上のリストから中絶を行っている医師を抽出した。そして、メインキャスターが中絶について医師は殺人の共犯者(**accomplice**)と表現したのであった。抽出された医師は、この表現を名誉毀損にあたりと主張して訴えを提起した。本判決は、当該表現を誇張表現であり名誉毀損ではないと結論づけたのであった⁽⁴⁴⁾。

客観的に虚偽が証明されない限り、虚偽事実と判断されることはない。それに該当するのが先に示したパロディ、意見、誇張の3分類である。し

(38) *Id.* at 977.

(39) *Id.* at 978.

(40) *Id.* at 979.

(41) *Id.* at 981.

(42) BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 18, **hyperbole**.

(43) *Horsley v. Rivera*, 292 F.3d 695 (11th Cir. 2002).

(44) *Id.* at 703.

かし、これらに外観上類似するものの、名誉毀損に該当するものが存在する。その第1が、パロディに類似するユーモア(滑稽; humor)やコメディ(喜劇; comedy)である。ユーモアが名誉毀損に該当すると判断をしたのが、2005年の第9巡回区連邦控訴裁判所判決のKnievel v. ESPN⁽⁴⁵⁾である。本件は、オートバイのスタントマンが妻とともに写真を撮影され、ウェブサイト「売春婦のヒモ(pimp)になるほど歳をとっていない」とキャプション(説明文)つきで写真を掲示された案件である。本判決は、本件ウェブサイトが主として若年層によりアクセスされているため、彼らの中には写真とキャプションから掲示内容がユーモアであり、重大なことであるととらえない人が存在することを認めた⁽⁴⁶⁾。しかし、そのような人が存在したとしても、当該掲示内容が名誉毀損に該当すると述べた。キャプションで売春婦のヒモと表現していることは、オートバイのスタントマンとその妻が売春という刑事上の違法行為に関係していることをほめかしており、この表現こそが虚偽であることを立証するに十分な事実を示しているからである。そのため名誉毀損に該当すると判断したのであった⁽⁴⁷⁾。

第2は省略(omission)である。省略とは、不作為または何かを除外する行為を意味する⁽⁴⁸⁾。2005年にワシントン州最高裁判所はMohr v. Grant⁽⁴⁹⁾において、省略に関する判断を行った。本判決は、小売店主がダウン症(Down's Syndrome)の客への対応について、店主がさも差別的対応を行ったかのような演出のために重要な部分を意図的に省略してテレビ局が放映したことは、重大な省略(material omission)であり名誉毀損であると判断した⁽⁵⁰⁾。そして、この省略が真実とは反する虚偽の印象を与えているので

(45) 393 F.3d 1068 (2005).

(46) *Id.* at 1077.

(47) *Id.* at 1078.

(48) BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 18, omission.

(49) 108 P.3d 768 (Wash. 2005).

(50) *Id.* at 777.

あれば⁽⁵¹⁾、原告がそれを明らかにする必要があると述べたのである⁽⁵²⁾。

名誉毀損に該当しないパロディは滑稽さを示すものであり、外観上ユーモアと近似する。しかしパロディは虚偽の事実を述べるものではない。虚偽の事実に基づくユーモアとは相違するのである。また、省略は誇張の対義語といえようが、虚偽の印象を与えるものである。ユーモアと省略は虚偽の事実が立証可能であり⁽⁵³⁾、そのため名誉毀損に該当する言質とされるわけである。

三 過失による不法行為による風評被害への対応

1. 風評被害への対応の必要性

虚偽事実を述べないパロディなどは、名誉毀損に該当しない。しかし、それらが特定人に風評被害を与えることがある。風評被害とは噂による被害であり、不正確な情報により法人や個人が経済的損失を被ることである⁽⁵⁴⁾。名誉毀損とりわけ文書によるものの成立要件には損害は含まれていない。そのため、風評被害は原則として名誉毀損には該当しないことになる。

従前より、損害を成立要件としている不法行為類型には過失による不法行為がある。これを根拠に純粋に金銭に関係する損害、つまり経済的損失に対応させることはできないのであろうか。この点についてドップス(Dan B. Dobbs)教授は、第1に過失による不法行為よりも名誉毀損の類型でその損害を主張、第2に過失による経済的損害を根拠に主張、以上の2つのアプローチが考えられると述べている⁽⁵⁵⁾。第1については名誉毀損の成立要件に損害を加えることが必要になる。制定法によりこれは可能である

(51) *Id.* at 773-74.

(52) *Id.* at 776.

(53) *See, e.g., Nexus v. Swift*, 785 N.W.2d at 784.

(54) *See, e.g., Kneebinding, Inc. v. Howell*, 201 A.3d 326, 355 (Vt. 2018).

(55) Dan B. Dobbs, Paul T. Hayden and Ellen M. Bublick, *THE LAW OF TORTS* 2d ed. § 649 (update 2021).

が、コモン・ローによる変更は判例の蓄積を前提とするため長い時間を必要とする。その上、損害を名誉毀損の成立要件に加えることは、当該訴えを提起する際の原告にとって挙証責任の負担が増加することになる。

2. 名誉毀損としての風評被害

従前より風評被害への賠償は、このような問題が存在するにも関わらず、ドップス教授の第1のアプローチである名誉毀損を根拠にした請求がなされてきた⁽⁵⁶⁾。他者の社会的評価を損なわせる行為とその効果の発生があれば、名誉毀損を訴訟原因として訴えの提起が認められてきたのである⁽⁵⁷⁾。

1967年のニュー・ヨーク州最高裁判所(Court of Appeals)判決の *Morrison v. National Broadcasting Co.*⁽⁵⁸⁾ がそれを示す例である。本件の原告は大学教授であったが、テレビの八百長クイズ番組に出演したことで世間から冷笑されることになった。そこで彼は、テレビ局が故意に八百長番組に出演させたことにより自らの社会的な評価が下げられたと主張し、テレビ局を相手取って故意の不法行為による損害賠償請求の訴えを提起した⁽⁵⁹⁾。本判決は、訴訟原因は対象となる損害から決定されるべきであり、本件が名誉を侵害する案件であるため訴訟原因を名誉毀損とすべきであった⁽⁶⁰⁾、と上告を棄却した⁽⁶¹⁾。

さらに1990年代でも、風評被害は名誉毀損に基づいて訴えを提起すべきとする判断傾向には変化がなかった。1995年のアイオワ州最高裁判所判決である *Lawrence v. Grinde*⁽⁶²⁾ はこれを示す例である。本件は、破産手

(56) *Blatty v. New York Times Co.*, 728 P.2d 1177, 1182 (Cal. 1987).

(57) *See, e.g., Gurtler v. Union Parts Mfg. Co.*, 132 N.E.2d 889 (N.Y. 1956).

(58) 227 N.E.2d 572 (N.Y. 1967).

(59) *Id.* at 573.

(60) *Id.* at 574.

(61) *Id.* at 575.

(62) 534 N.W.2d 414 (Iowa 1995).

続を受任した被告である弁護士が破産申立て準備の際に過失により正確な財産状態の陳述書(statement of financial affairs)を作成しなかったため、原告が詐欺罪で告訴された⁽⁶³⁾。そこで原告は被告による過失のため経済的損害を発生させる風評被害が生じたと主張して、損害賠償を求めて訴えを提起した⁽⁶⁴⁾。しかし本判決は、原告の請求が過失を訴訟原因とするが実際には名誉毀損に該当すると述べた⁽⁶⁵⁾。そして、名誉毀損を訴訟原因として訴えを提起すべきであったと本件訴えを退けたのである⁽⁶⁶⁾。

以上の判例が示すように個人の社会的評価(personal reputation)への被害に対応する手段として、名誉毀損の訴えが多く用いられた。そのため、本質的にこの被害は名誉毀損の法の枠組みで保護されるべきもので⁽⁶⁷⁾、名誉毀損の訴えを通じて救済されるべきにとらえられていたのである⁽⁶⁸⁾。

ところで、名誉毀損は表現行為と密接な関係であるため、問題となる伝達された情報が表現の自由の保護対象となるのが考慮される。過失による不法行為では要件として表現行為を必要とせず、そのため風評被害が表現行為によるものであれば、表現の自由と対になる名誉毀損の枠組みで対応することになる⁽⁶⁹⁾。

3. 過失による不法行為と風評被害

名誉毀損は人の社会的評価を低下させる虚偽事実の公開であるため⁽⁷⁰⁾、それを必要としない風評被害が、この訴訟原因で救済できるかについては

(63) *Id.* at 416-17.

(64) *Id.* at 417.

(65) *Id.* at 418.

(66) *Id.* at 420.

(67) *Gobin v. Globe Pub. Co.*, 649 P.2d 1239, 1243 (Kan. 1982).

(68) *Hall v. United Parcel Serv. of Am. Inc.*, 555 N.E.2d 273, 276 (N.Y. 1990).

(69) Note, *Negligent Injury to Reputation; Defamation Priority and the Economic Loss Rule*, 48 ARIZ. L. REV. 1103, 1106 (2006).

(70) Percy H. Winfield, A TEXTBOOK OF THE LAW OF TORTS 5th ed. § 72 (1950).

疑問となる⁽⁷¹⁾。そこで、ドップス教授の指摘する、第2のアプローチ、すなわち過失による不法行為を根拠として風評被害の救済を主張する途が検討されることになる。過失による不法行為は、その成立要件に虚偽事実を含む表現を含んでいないからである。ただし、過失による不法行為の賠償対象は触知可能な損害⁽⁷²⁾、およびその範囲は予見可能なものに限定される⁽⁷³⁾。

このように、過失による不法行為の下で風評被害を救済することは困難な状況にあるといえよう⁽⁷⁴⁾。過失による不法行為を根拠としなければならぬのは、そもそも風評被害が名誉毀損で救済できないためである⁽⁷⁵⁾。1990年には実際、名誉毀損の訴えが風評被害への唯一の救済ではないとする判例が出現した。これは、第1巡回区連邦控訴裁判所による *Jorgensen v. Massachusetts Port Authority*⁽⁷⁶⁾ である。本件は航空会社のパイロットが、滑走路の凍結のため飛行機を横滑りさせる事故を起こした。そこで彼らは空港管理会社に対して、滑走路面の安全性確保上の過失により事故が発生したため操縦能力に関する評価が下がったとして、当該評価下落による損害の賠償を求めて訴えを提起した。本判決は、以下の判断を示した。名誉毀損が不法行為損害の一種であるため、風評被害は名誉毀損に該当する。しかし、風評被害への賠償が名誉毀損の訴えでのみ救済されるものではないと述べたのである⁽⁷⁷⁾。

*Jorgensen*判決が根拠としたのは、1982年の同巡回区による *Jimenez-Nieves v. United States*⁽⁷⁸⁾ であった。本判決は、名誉毀損の要件である

(71) Note, *supra* note 69, at 1104.

(72) See, e.g., *Hamilton v. Powell, Goldstein, Frazer & Murphy*, 306 S.E.2d 340, 344 (Ga. 1983).

(73) *Lawrence*, 534 N.W.2d at 419.

(74) *Id.* at 417-18, 420.

(75) Note, *supra* note 69 at 1107.

(76) 905 F.2d 515, 519 (1st Cir. 1990).

(77) *Id.* at 520.

(78) 682 F.2d 1 (1st Cir. 1982).

言質について他者の社会的評価を害する情報伝達(communication)であり、その情報伝達とは他者の知覚に何らかの考えを伝えることであると定義した⁽⁷⁹⁾。そして名誉毀損を、社会的評価に対する暗黙または明白な(implicitly or explicitly)損害であるととらえたのである⁽⁸⁰⁾。Jorgensen判決は、Jimenez-Nieves判決で定義された情報伝達について言葉だけではなく非言語的行為まで含むものであると解した⁽⁸¹⁾。Jimenez-Nieves判決の「暗黙に」を非言語的行為まで含むととらえたのである。このように解すると、Jorgensen判決は名誉毀損的な情報伝達では必ずしも言葉が求められていないことを示したわけである。つまり、本判決は言葉による表現でなくても、行為が明白に他者の社会的評価を害する効果があれば名誉毀損とする方向性をも認めたといえよう⁽⁸²⁾。

また、実際に情報伝達がなくても物的または人的損害が伴えば風評被害への救済を認めた例がある。これが1982年のオレゴン州最高裁判所判決のOksenholt v. Lederle Laboratories⁽⁸³⁾である。本件は以下の通りである。内科医が被告である製薬会社により製造された薬品を処方したところ患者が失明した。この件により内科医の医療にかかる能力への評価が下がり、その結果廃業して収入が途絶えることになった。当該内科医は、当該薬品の副作用について被告により報告されていなかったため、これを理由として被告を相手取り損害賠償請求の訴えを提起した。本判決は、被告が原告である内科医に副作用の警告を行う義務を怠ったとして損害賠償を命じたのである⁽⁸⁴⁾。ただし、本判決は過失による不法行為が名誉毀損に代替されるべきか検討することはなかった。過失による不法行為で発生した損害の

(79) *Id.* at 6.

(80) *Id.*

(81) Jorgensen, 905 F.2d at 519.

(82) Alaska Statebank v. Fairco, 674 P.2d 288, 294 (Alaska 1983).

(83) 656 P.2d 293 (1982).

(84) *Id.* at 298-99.

中に風評被害が含まれていることを示したに過ぎなかったのである⁽⁸⁵⁾。

過失による不法行為を根拠にして風評被害への損害賠償を認めるためには、風評が精神的損害以外の有形かつ具体的な損害を発生させる必要がある。例えばジョージア州控訴裁判所は、過失による不法行為に基づいた風評被害の賠償請求を認めていない⁽⁸⁶⁾。ビジネスに関係する場面での不法行為法は原則として有体物の損害が対象となるため、精神的損害には対応していないというのがその理由である⁽⁸⁷⁾。また、経済的損失ルール(economic-loss rule)の下では、風評被害による経済的損失を単独で請求することはできない。当該ルールは、詐欺(fraud)または過失による不実表示(misrepresentation)に該当する場合には例外として賠償を認める。しかし、身体および財産損害を伴わない金銭的損失つまり、経済的損失のみの賠償を訴求できないとする原則である⁽⁸⁸⁾。

詐欺および不実表示ともに、重要な事実につき虚偽の表示と相手方を信頼させることが必要である⁽⁸⁹⁾。詐欺が成立するためには、①重要な事実(material fact)に関する虚偽表示、②サイエンタ(scienter)、③虚偽表示を相手方に信頼させる意思、④相手方が虚偽表示を実直に信頼すること(justifiable reliance)、そして⑤損害が要件となる。サイエンタとは、表意者が①表示内容の虚偽につき悪意、②表示内容の正確さについて確信がない、③根拠のない表示内容であることにつき悪意、以上のいずれかに該当する概念である⁽⁹⁰⁾。また、不実表示が成立するには、過失で虚偽表示がなされて経済的損失が発生する必要がある⁽⁹¹⁾。

経済的損失ルールの例外である詐欺や不実表示は、被害者へ直接情報を

(85) *Id.* at 299.

(86) *Hamilton v. Powell, Goldstein, Frazer & Murphy*, 306 S.E.2d 340 (Ga. 1983).

(87) *Id.* at 344.

(88) BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 18, economic-loss rule.

(89) *Dobbs*, *supra* note 53, at §§ 680, 681.

(90) RESTATEMENT (SECOND) TORTS § 526 (1977).

(91) *Id.* at § 552.

伝達することであるため、これが不在の風評被害とは異なる。また、そもそも詐欺および不実表示では名誉毀損と比べて多くの成立要件が求められるため、原告は挙証責任の負担が増加する⁽⁹²⁾。

このように、過失による不法行為を根拠にした風評被害への救済は困難である。しかし、名誉毀損の成立要件を満たさないが、実質的に名誉毀損の効果を発生させる行為に対して何らかの対応が必要である。そこで、SNSを通じた風評被害の救済のために、過失による不法行為の枠組みから経済的損失ルールに新しい例外を付加することなどが今後の検討課題として残されているのである。

おわりに

名誉毀損はSNSを媒介としたものであっても文書によるものと同一の要件を満たす限り、それによる損害への救済の途がある。当該サービスが情報伝達手段と当然に認識されその効果が書面によるものと同一になるため、現実の文書と仮想空間との相違は法的判断に影響を与えるものとはなっていない。

名誉毀損が前提とするのは虚偽の事実であり、意見など虚偽の事実が関係しない場合には適用されない。しかし、SNS、電子掲示板やブログなどで公開された意見により風評被害を受けることがある。このような風評被害には、名誉毀損では対応できない。そこで、過失による不法行為による訴えが考慮されるが、風評被害は経済的損失であるため、過失による不法行為における経済的損失ルールの下ではその賠償を単独で請求することはできない。

(92) とりわけ主観的要素が入るサイエンタと被害者の信頼を証明するのは困難である。サイエンタの証明が困難なことについては、See, RESTATEMENT (THIRD) TORTS: LIAB. FOR ECON. HARM § 10 (2020)、被害者の信頼を証明するが困難なことについては、See, John C.P. Goldberg, Anthony J. Sebok, Benjamin C. Zipursky, *The Place of Reliance in Fraud*, 48 ARIZ. L. REV. 1001, 1007 (2006). なお、詐欺および不実表示についての詳細は、樑博行『アメリカ民事法入門第2版』221-224頁(2019)を参照。

情報伝達が多様化し、インターネットを媒介とした簡便な方法が採られている現在では、この簡便さに対応した法的ルールとりわけ民事上のそれを整備する必要性はいうまでもない。名誉毀損の成立要件を緩和するルールや経済的損失ルールに詐欺および不実表示以外の例外を加えることにより、過失による不法行為の訴えを媒介に救済を担保するなどの新たな方法を今後検討しなければならない。

(本学法学部教授)